

再生可能エネルギー導入促進についてのお問い合わせ窓口

固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問い合わせ窓口

 **0570-057-333**

PHS, IP電話からは、**06-7636-2168** 【受付時間】9:00～20:00(土日祝除く)

北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎  **011-709-2311**
(内線2638)

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1  **022-221-4932**

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館  **048-600-0363**

富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2  **052-951-2775**

福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44  **06-6966-6043**

鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館  **082-224-5818**

徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5～7F  **087-811-8535**

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1  **092-482-5475**

沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎2号館  **098-866-1759**

再生可能エネルギー 固定価格買取制度ガイドブック



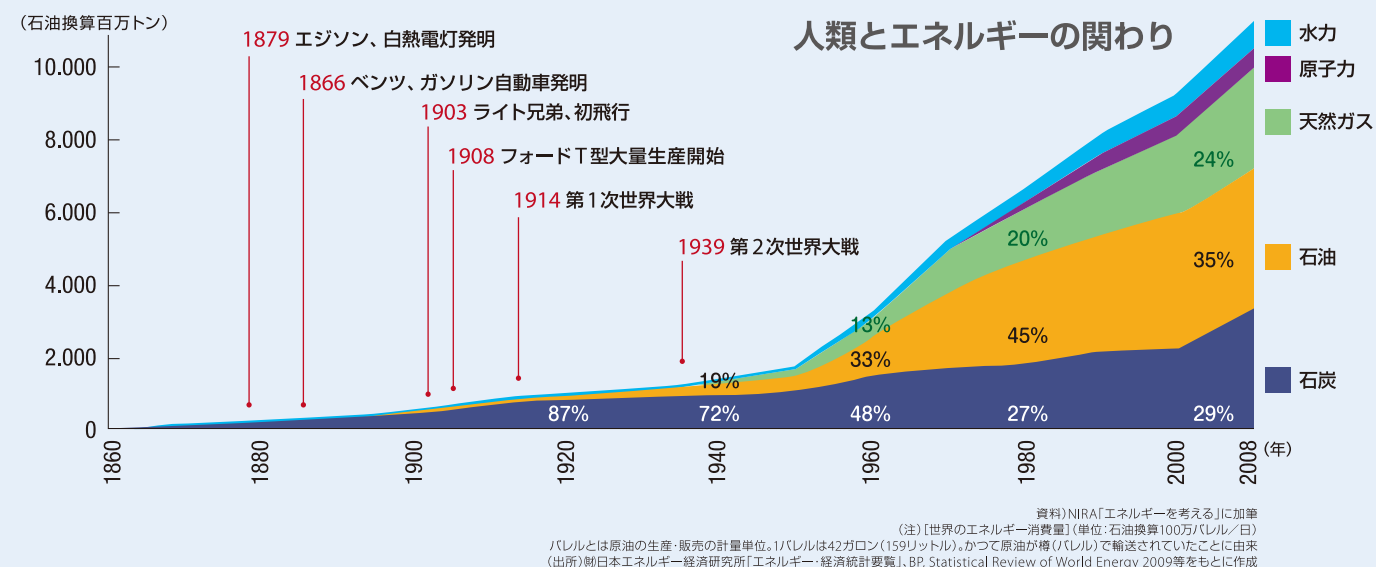
目次

日本のエネルギーの現状	1
固定価格買取制度の仕組み	3
平成26年度の調達価格と調達期間	4
再生可能エネルギー賦課金とは	6
再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの流れ	7
設備認定を受けるための要件	9
設備認定を受けるための手続きの流れ	10
電力会社との接続契約協議とモデル契約書	11
屋根貸し事業とは	12
再生可能エネルギーファンド&共同出資事例紹介	13
よくある質問	15

日本のエネルギーの現状

再生可能エネルギーが、未来の生活図を変えていきます。

わたしたちの暮らしや経済は、石油や石炭、天然ガスなど化石燃料にその多くを頼っています。世界のエネルギー需要は急速に増えており、現在、96%を海外からの輸入に頼っている日本にとっては、今後とも厳しい状況が続きます。

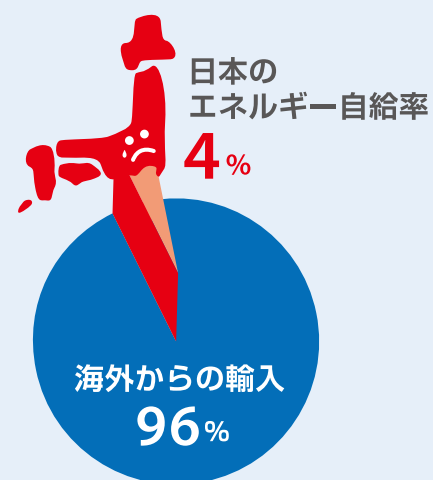
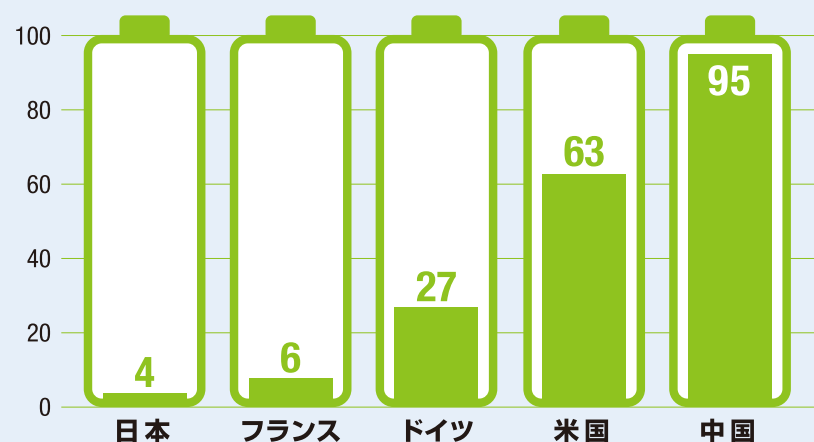


エネルギー自給率=4%である日本ですが、そんなわたしたちにも、太陽や風、水、森林をはじめとする自然のなかにある豊富な再生可能エネルギー資源があります。

再生可能エネルギーとのパートナーシップ。

もっと仲良く、「一緒に暮らす」という発想で、おつきあいしてみませんか。

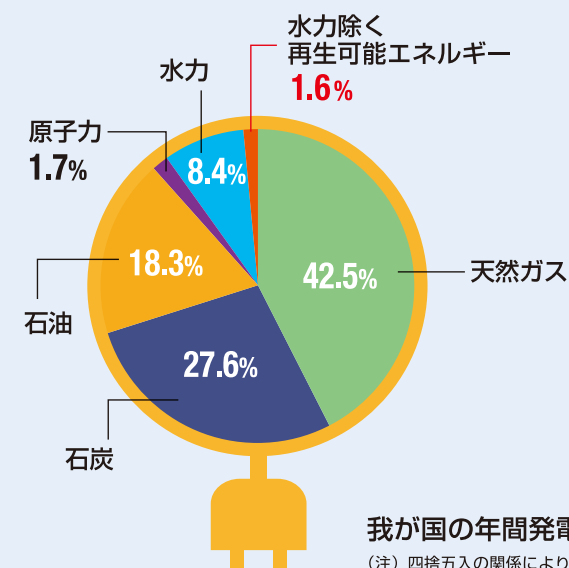
エネルギー自給率の国際比較



現在、日本のエネルギー自給率は、わずか4%のみ。これは諸外国に比べてもとても低い数値です。



なかなか増えない再生可能エネルギーの現状。



太陽の日照条件も良く、東北・北海道を中心に風力に恵まれた地域も多い日本。縦に長い日本列島は、その地域ごとの多様な再生可能エネルギーに恵まれています。しかも、火山国である日本は、地熱資源量で見ると世界第三位。なのに、現在、日本の再生可能エネルギーは、大型ダムなどを含む水力を除くと、たったの1.6%しかありません。

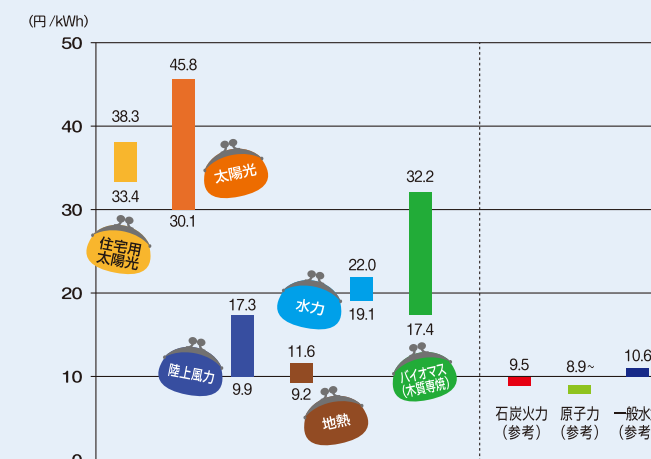
そのひとつの理由は「コストの問題」。

まだまだコストが高いのが現状なので、なかなか普及が進みません。

再生可能エネルギーの種類によって幅はありますが、太陽光で約30~40円、その他は20円前後と言われています。

これが食材の話なら、高級な食材は高級レストランで高く売ることができますが、電気は、何から作っても値段は同じ。厳しい市場競争の中では、コストの高い再生可能エネルギーを選ぶのは、難しいことなのです。

コスト等検証委員会による 主要電源のコスト試算



再生可能エネルギーのさらなる広がりに向けて、固定価格買取制度がスタートしています。

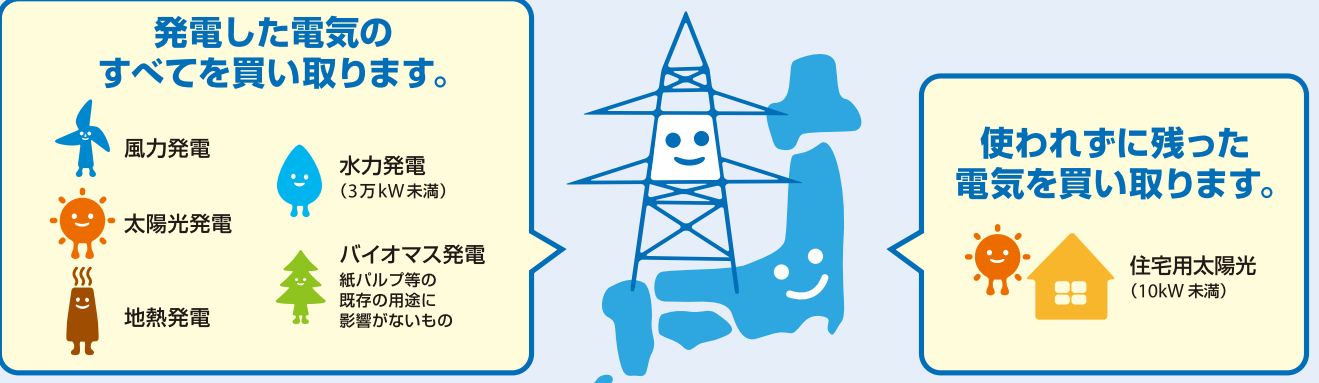
再生可能エネルギーは、環境にとっても優しく、明日の暮らしを明るくしてくれる、わたしたちのエネルギーにとって大きな可能性を秘めた、とても大切な選択肢です。

そこで、電気の利用者のみんなで協力して「今は高い再生可能エネルギーを買い支えて、大きく育てよう」と生まれたのが、「固定価格買取制度」です。

平成24年7月からスタートしました。

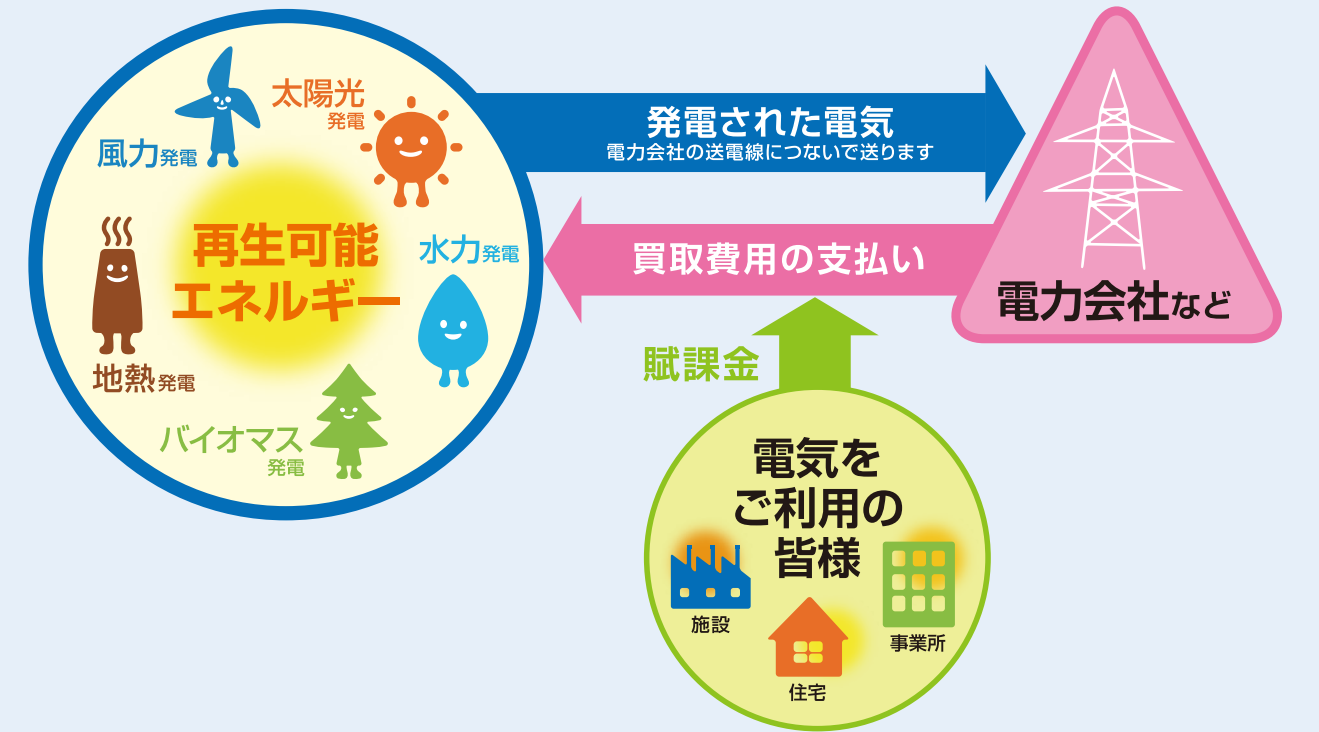
固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電された電気を、その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。
電力会社が買い取る費用を電気の利用者全員のみさんから賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。
この制度により、高い発電設備の設置コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



対象となるエネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始められる方が対象です。
発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅用など10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。



平成26年度の調達価格と調達期間

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	調達区分	調達価格1kWh当たり	調達期間
太陽光	10kW以上	32 円(+税)	20 年
	10kW未満(余剰買取)	37 円	10 年
	10kW未満(ダブル発電・余剰買取)	30 円	
風力	20kW以上	22 円(+税)	20 年
	20kW未満	55 円(+税)	
風力上(※1)	—	36 円(+税)	
地熱	1.5万kW以上	26 円(+税)	15 年
	1.5万kW未満	40 円(+税)	
水力	1,000kW以上30,000kW未満	24 円(+税)	20 年
	200kW以上1,000kW未満	29 円(+税)	
	200kW未満	34 円(+税)	
	200kW未満	25 円(+税)	
既設導水路 中小水力(※2)	1,000kW以上30,000kW未満	14 円(+税)	
	200kW以上1,000kW未満	21 円(+税)	
	200kW未満	25 円(+税)	

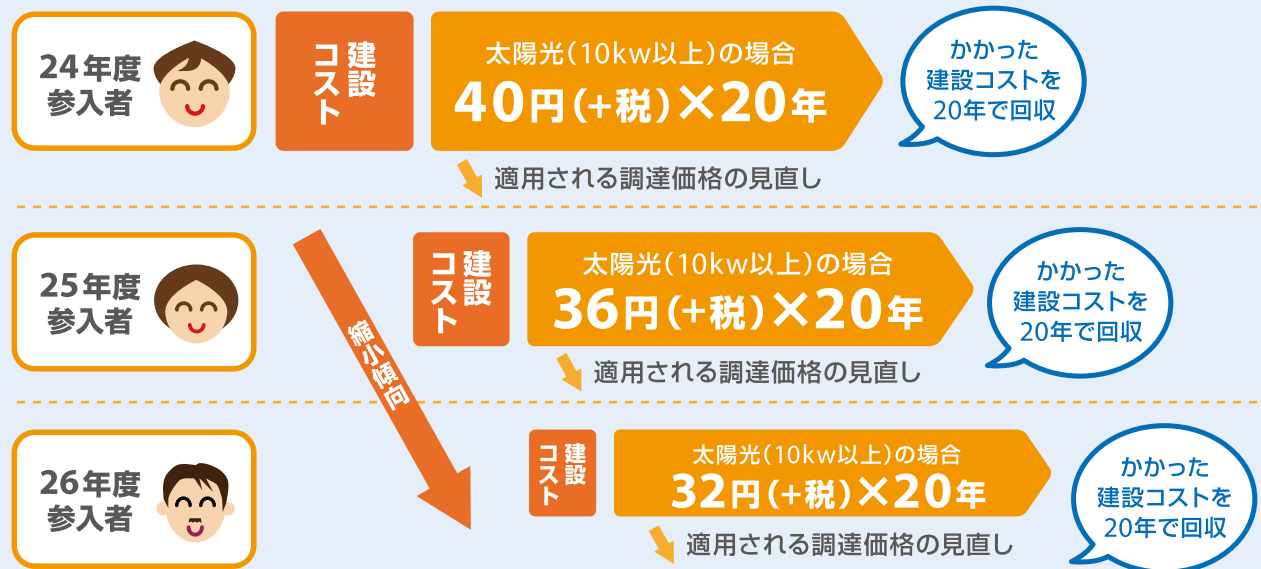
(※1)建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶によるアクセスを必要とするもの。
(※2)既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

電源	バイオマスの種類	バイオマスの例	調達価格1kWh当たり	調達期間
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス	39 円(+税)	20 年
	間伐材等由来の木質バイオマス	間伐材、主伐材(※3)	32 円(+税)	
	一般木質バイオマス・農作物残さ	製材端材、輸入材(※3)、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら	24 円(+税)	
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物、その他木材	13 円(+税)	
	一般廃棄物・その他のバイオマス	剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、汚泥、家畜糞尿、黒液	17 円(+税)	

(※3)「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

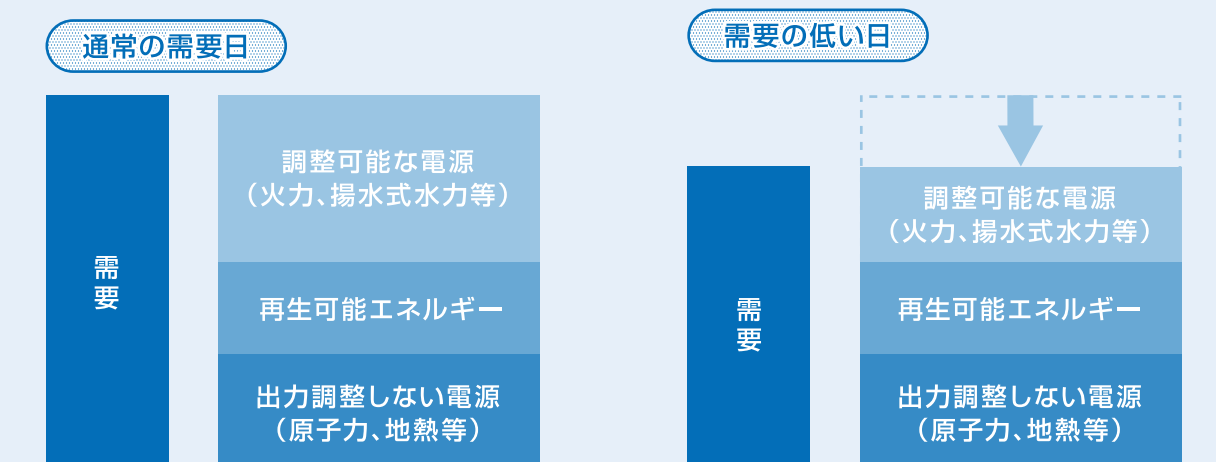
一度適用された価格は、調達期間中ずっと適用されます

- 「固定価格買取制度」では、最初に適用された価格(固定価格)のまま、一定期間、再生エネルギーを販売することができます。発電事業に必要な費用の大半は、発電所の建設コストが占めますが、当初にかかる多額の建設コストを、長期にわたって安定的に回収できるよう保証することで、思い切った再生エネルギー発電投資を広げることが狙いとしているからです。
- ただし、技術進歩や市場競争による価格低下などによって、発電コストは、変化してゆきます。このため、新たに参入する発電事業者には適用される調達価格については、毎年度、見直しが行われます。



買い取られた再生可能エネルギーは優先的に使われます

- 本制度では、電力会社に対し需要が少なく電力供給を絞り込まなければいけない日でも、自らの火力発電所などをまず先に止めて、再生可能エネルギーを優先的に使うよう義務づけています。
- ただし、年間を通じて特に需要の落ち込む日には、再生可能エネルギーにも出力抑制を求めてよいことになっています。ですが、その抑制も年間8%(30日)を超えてお願いする場合は、追加抑制分に見合う収入を補償することとなっています。



再生可能エネルギー賦課金とは

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、再生エネルギー賦課金によってまかなわれます。

再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再生エネルギー賦課金は、毎月の電気料金とあわせて、いただいています。

電気ご使用量のお知らせ		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様		再生エネ タロウ 様	
●●年×月分		●●年×月分	
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円	領収金額 0,000円	
当月指示数 000	基本料金 000円	うち消費税等 000円	
前月指示数 000	第1料金 000円	うち再生エネルギー賦課金等 000円	
差引 000	第2料金 000円		
	第3料金 000円		
	燃料費調整額 0円		
	再生エネルギー賦課金等 0円		

お問い合せ先: お引越の方 XXX-XXXX-XXXX, 引越先の方 XXX-XXXX-XXXX, その他の方 XXX-XXXX-XXXX

〇〇電力株式会社 〇〇営業所

検針票サンプル

月々の電力会社へのお支払い

電気料金

再生エネルギー賦課金等

〈再生エネルギー賦課金等の算定方法〉

(平成26年5月分の電気料金から適用される単価)

再生エネルギー賦課金等 = 再生可能エネルギー賦課金 + 太陽光発電促進付加金

再生可能エネルギー賦課金 = ご自身が使用した電気の量(kWh) × 0.75円/kWh ※1

太陽光発電促進付加金 = ご自身が使用した電気の量(kWh) × 太陽光付加金単価(下表参照)円/kWh ※2

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
0.04	0.05	0.05	0.03	0.04	0.03	0.05	0.05	0.04	0.03

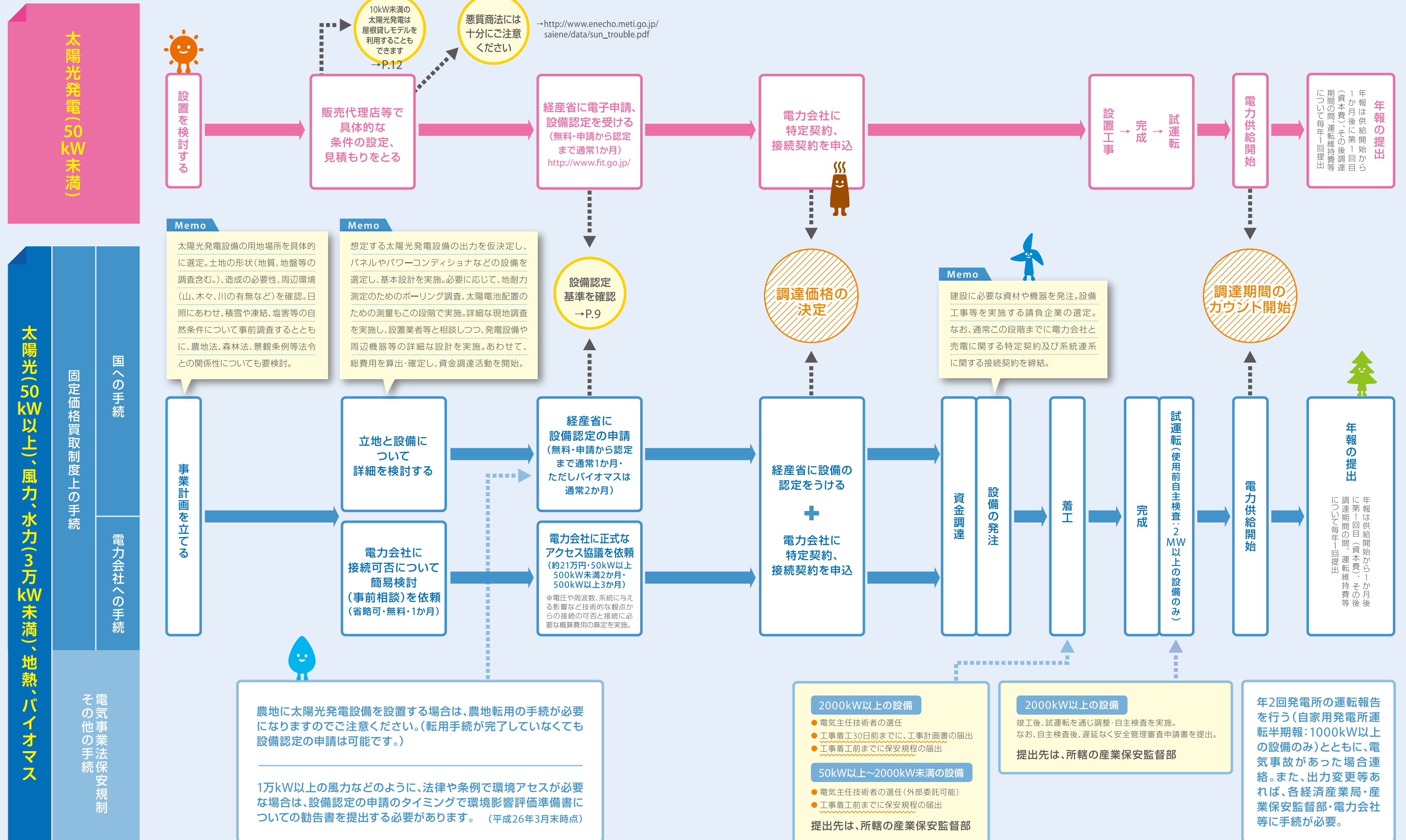
※1 ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する場合は、再生可能エネルギー賦課金の額の8割が減免されます。
 ※2 制度移行期(平成26年9月まで)は、従来の太陽光発電の余剰電力買取制度の買取費用を回収するルールとなっているため、同制度に基づく既買取分にともなう付加金についても、あわせてご負担をお願いすることになります。移行期終了後は、再生エネルギー賦課金に一本化されます。

再生エネルギー賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック↓

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4&list=PL8DA5791682DFE42A&index=44>

再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの流れ

再生可能エネルギー発電設備の設置から発電開始までの流れは、おおよそ以下のようになっています。具体的には、国からの設備認定と電力会社に対する接続契約協議を併行して進めていただく必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますのであくまでモデルケースとしてご紹介します。



設備認定を受けるための要件

固定価格買取制度で電気を売るためには、国民に負担をお願いできるしっかりとした発電所かどうか、国の設備認定を受ける必要があります。設備認定とは、法令で定める要件に適合しているか国において確認するものです。そのための「設備認定」基準(太陽光)を紹介します。



太陽光発電の「設備認定」基準

ワット数	10kW未満(ダブル発電含む)	10kW以上(屋根貸し含む)
満たさねばならない基準	A + B + C	A + B + D
買取条件 (価格・期間)	37円ダブル発電の場合は30円 10年	32円 20年

基準 A

- 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を維持できるような保証又はメンテナンス体制が確保されていること
- 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること
- 発電設備の内容が具体的に特定されていること(製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要)。
- 設置にかかった費用(設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等)の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度1回提出すること。
- 【既存設備のみ適用】
既存の発電設備の変更により再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること

基準 B

- パネルの種類に応じて定める以下の変換効率以上のものであること。(フレキシブルタイプ、レンズ、反射鏡を用いるものは除く。)
- ・シリコン単結晶・シリコン多結晶系 13.5%以上 ・シリコン薄膜系 7.0%以上 ・化合物系 8.0%

基準 C

- JIS基準(JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2)又はJIS基準に準じた認証(JET(一般財団法人電気安全環境研究所)による承認等)を受けたもの。
- 余剰配線(発電された電気を住宅内の電気消費に充て、残った電気を電気事業者に提供する配線構造)となっていること。
- 【ダブル発電のみ適用】逆潮防止装置があること

基準 D

- 【屋根貸しのみ適用】
(1)全量配線となっていること。
(2)設置場所が住宅の場合は居住者の承認を得ていること。

400kW以上の太陽光には

400kW以上の太陽光発電設備の認定申請を行う場合は、土地確保状況を確認するため、下記のいずれかの書類の提出が必要となります。

- 〈設置場所を所有して売電事業を行う場合〉登記簿謄本(写しでも可)、売買契約書の写し
- 〈設置場所につき賃貸・地上権設定を受けて売電事業を行う場合〉賃貸借契約書・地上権設定契約書の写し
- 〈申請時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合〉権利者の証明書



風力、水力、地熱、バイオマスの設備認定基準については、こちらをご覧ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html

設備認定を受けるための手続の流れ

ここでは太陽光(50kW以上)、風力、水力(3万kW未満)、地熱、バイオマスの手続の流れを紹介します。

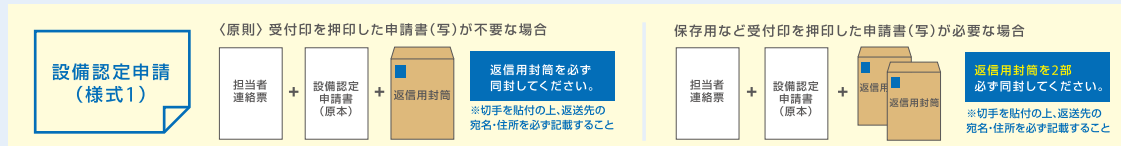
太陽光(50kW未満)はすべて電子申請になりますので郵送ではなく、ホームページ(www.fit.go.jp)から申請をお願いします。

STEP1

ホームページより申請書をダウンロードし、記入要領を見ながら記入。添付書類も用意する。
【申請書・記載要領】 http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#sun01

STEP2

「申請書(添付書類含む)+連絡票+返信用封筒(切手を貼付の上、返送先の宛名・住所を記載)※」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付



申請から認定まで1か月程度かかります。(ただし、バイオマス発電の場合は2か月程度)

※書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください

STEP3

認定通知書が申請者に届きます。

設備認定後には、設置コスト運転費用年報の提出が必要です。

申請書(様式7)と連絡票はホームページから入手できます。
http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#nenji

設備に変更があった場合は、変更申請が必要です。

〈変更申請が必要な場合〉

1. 認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更
2. 認定発電設備の大幅な出力の変更(具体的には、出力が20%以上増減する場合。ただし、増減の幅が10kW以上であるものに限る。)*1
3. 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更
4. 認定発電設備(第二条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。)が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更
5. 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更
6. 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

(※1)大幅な出力変更とは、当初認定の出力、もしくは、大幅な出力変更にかかる変更認定が行われた際の出力をベースに、20%以上の出力の増減(増減の幅が10kW以上であるものに限ります。)があった場合を指します。大幅な出力変更に伴う変更認定を申請するにあたり、以下の書類(または記載)が必要となりますのでご注意ください。

●運転開始後の場合、そのことを証明する書類(電力供給契約書、電力供給に関するお知らせ等(ただし、名称及び住所が記載されているもの))。●運転開始前である場合には、申請書類のうち添付書類にある「変更内容説明書」に、「運転開始前である。」と記載。●電気事業者による接続検討の結果、出力の変更をしなければならない場合には、接続検討回答書等を添付。●電気事業者の都合による変更でない場合には、申請書類のうち添付書類にある「変更内容説明書」に、「自己都合による出力変更である。」と記載。

例) (1)10kWの当初認定を取得し、13kWに増出力したい。→20%以上の出力変更ですが、10kW未満の出力変更であり、大幅な出力変更に該当しないため軽微変更届出を行ってください。(2)100kWの当初認定を取得し、75kWに減出力したい。→20%以上かつ10kW以上の出力変更となり、大幅な出力変更に該当するため、変更認定申請*を行ってください。(3)20kWで当初認定を取得し、4kWの軽微変更届出を複数回繰り返して増設したい。→20kWの当初認定がベースとなり、プラス10kWである30kWを超えた時点で変更認定申請が必要となります。具体的には以下の通り、3回目の増出力で変更認定扱いとなります。20kW(当初認定)→24kW(軽微変更)→28kW(軽微変更)→32kW(変更認定*) (4)60kWで当初認定を取得後、一度、大幅な出力変更の変更認定を行い80kWに増出力。その後、さらに15kWを増出力して合計95kWとしたい。→出力変更にかかる変更認定がベースとなりますので、80kWをベースとして考えます。この場合、プラス15kWは、増減幅が10kW以上ではありますが、ベースとなる80kWの20%未満の増減ですので軽微変更届出を行ってください。60kW(当初認定)→80kW(変更認定*)→95kW(軽微認定)

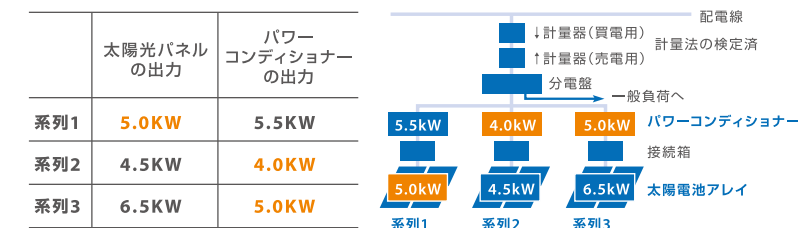
[注意!] 運転開始前に大幅な出力変更にかかる変更認定が行われた場合は、当該変更認定日の属する年度の調達価格及び調達期間が適用されます。(電気事業者による接続検討の結果、出力の変更をしなければならない場合を除く)

設備認定申請、設置コスト運転費用年報、変更申請は、経済産業局(最終ページ)あてに郵送でご提出ください。

太陽光発電設備の発電出力の考え方

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請します。

例) 左のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなる



電力会社との接続契約協議とモデル契約書

固定価格買取制度で電気を売るためには、国の設備認定と併行して電力会社と接続契約に向けた協議を進めていただく必要があります。資源エネルギー庁では、再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う事業者と電力会社との協議を円滑化するためモデル契約書を作成し、平成24年9月に公表しました。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

コンセプト

再エネ特措法令の趣旨に沿った内容とすること。
特定供給者の資金調達に配慮すること。
電気事業者にとって著しく不利な規定とならないこと。

前提

本モデル契約書の前提は以下のとおりです。

- (1) 特定契約と接続契約の相手方が同一の電気事業者（＝一般電気事業者又は特定電気事業者）
- (2) 設備認定を受けた500kW以上の太陽光及び風力発電設備を利用
- (3) 設備認定を受けた発電設備の建設着工前に特定契約及び接続契約を締結
- (4) 発電事業を行うにあたり、金融機関等からの資金調達を実施

位置づけ・活用方法

本モデル契約書は、特定供給者が電気事業者に対して提出する契約書という位置づけであり、電気事業者が用意している契約要綱とは、完全に独立したものです。従って、本モデル契約書を前提とした内容で特定契約・接続契約を締結した場合、電気事業者が用意している契約要綱を承認する必要はなくなります。

また、本モデル契約書はあくまで特定契約・接続契約に関する1つのモデルを提示しているものであり、本モデル契約書を下敷きしつつ、法律の規定や趣旨に反しない範囲内で、電源種別や発電設備の規模や個別の事案に応じ、適宜条項の加除修正を行った上で利用されることを想定しています。



モデル契約書

モデル契約書本体(Word形式)が以下のホームページより入手できます。

http://www.enecho.meti.go.jp/saiee/kaitori/dl/2012denki_keiyaku.doc

逐条解説

モデル契約書の逐条解説は説明会資料(2011年11月・12月実施)に載っております。以下のホームページより入手できます。

http://www.enecho.meti.go.jp/saiee/kaitori/dl/model_kaisetsu.pdf

質疑応答

モデル契約書の説明会(2011年11月・12月実施)での質疑応答や、「よくある質問」ページをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/saiee/kaitori/dl/model_faq.pdf
http://www.enecho.meti.go.jp/saiee/kaitori/dl/model_faq1204.pdf

屋根貸し事業とは

我が国の固定価格買取制度では、自ら太陽光パネルを購入する資金的余裕が無い方でも積極的に太陽光発電事業に参加できるよう、屋根貸事業を認めています。

屋根貸し事業とは、以下4つの条件をすべて満たしたものをいいます。

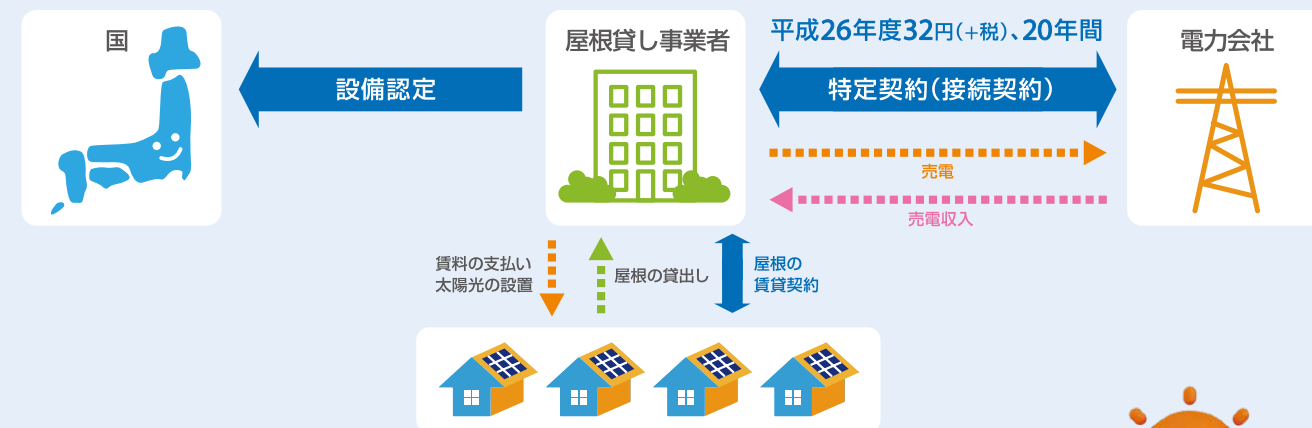
自らが所有していない
複数の場所に設置する

太陽光設備は1箇所あたり
10kW未満で、合計すると
10kW以上になる

全量配線であること

屋根の所有者の
承諾を得ていること

設備認定の際、通常の申請書+連絡票に加え、**屋根の賃貸契約書のコピーの提出が必要**です。契約書の内容には、契約期間が調達期間にわたること(自動更新でも可)、契約期間中のメンテナンスは事業者が行うこと等が盛り込まれている必要があります。



屋根貸し事業のポイント

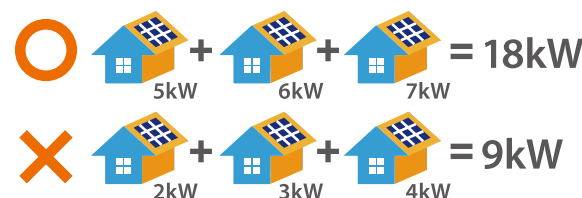
ポイント1 10kW未満の太陽光発電設備
→ 一つの太陽光発電設備は10kW未満

<10kW

ポイント2 複数の住宅と契約
→ 10kW未満を複数戸組み合わせる。
一つの屋根に10kW以上乗せるのは不可



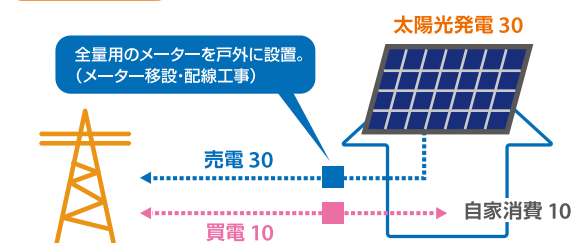
ポイント3 合計の出力が10kW以上であること。



ポイント4 発電事業者と居住者が賃借契約を交わす。
→ 屋根を貸す人と屋根を借りる人が直接契約を結ぶ。



ポイント5 配線構造は全量配線(余剰配線は不可)



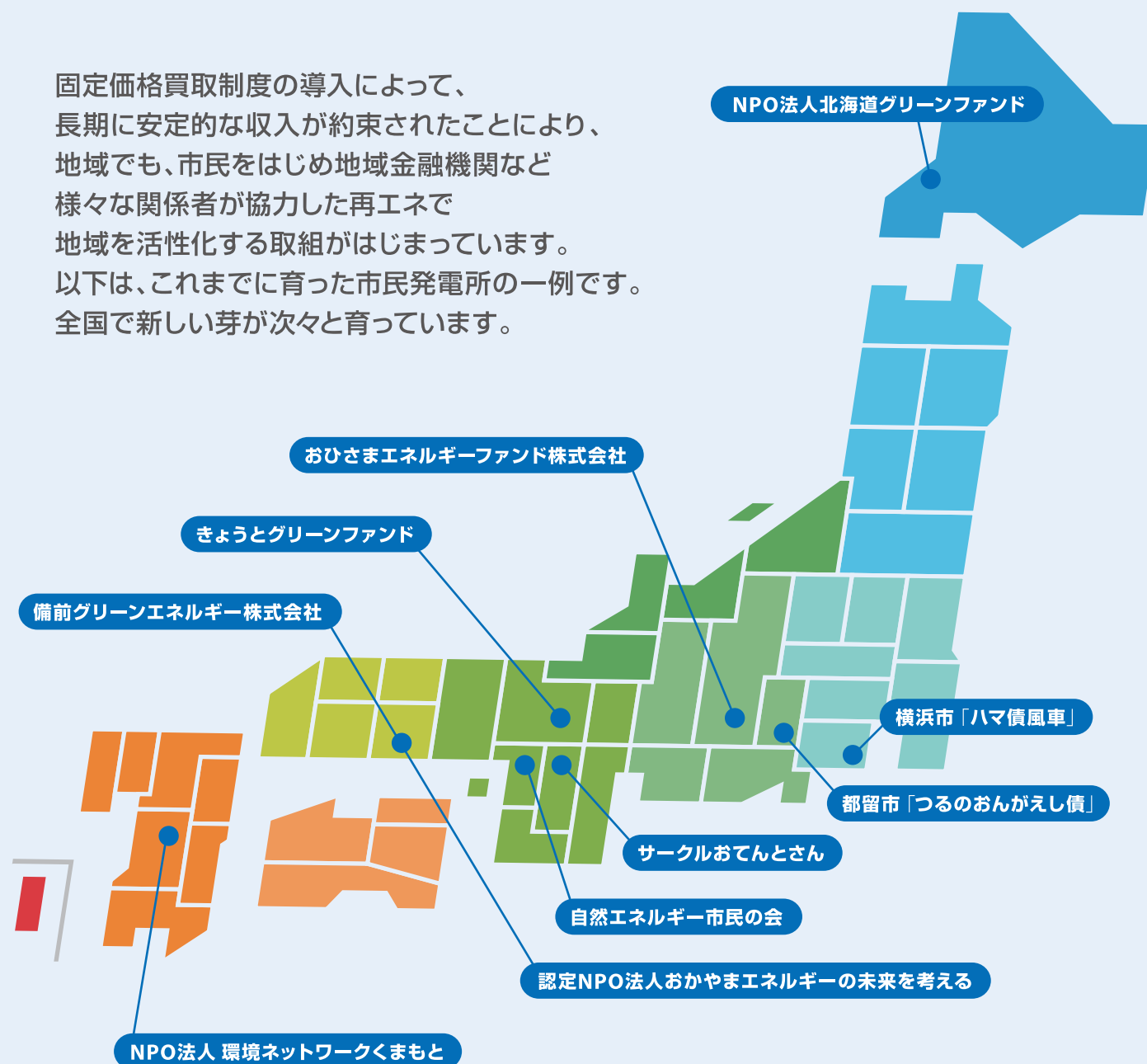
ポイント6 入力支援システムで申請
→ インターネットで各太陽光発電設備を登録+
ポイント4の契約書写しを代行申請機関へ送付



再生可能エネルギーファンド & 共同出資事例紹介

再生可能エネルギーは、地域活性化に対しても大きな可能性を秘めています。

固定価格買取制度の導入によって、長期に安定的な収入が約束されたことにより、地域でも、市民をはじめ地域金融機関など様々な関係者が協力した再エネで地域を活性化する取組がはじまっています。以下は、これまでに育った市民発電所の一例です。全国で新しい芽が次々と育っています。



市民や地域の力を活かした「育エネ」は、これからの地域活性化を支える1つの大きな柱です!!

事業報告を見ながら、
今どんな貢献ができて
いるのかを確認するのが
楽しみです。

こうした取り組みが全国で
根付いていけば素晴らしい。
ファンド設立の趣旨に
賛同します。

多く人の気持ちとお金
が集まることで
具体的行動に移せる。
ファンドは有効な手段。

活動報告が送られて
くるから、ファンド
購入後の方が環境問題への
関心が高まりました。

安心して暮らせる環境を
次の世代へ。
そのための第一歩として
投資をしました。

1 都留市／家中川小水力市民発電所「元気くん2号」 2 上湯市／「天風丸」天王市民風力発電所 3 横浜市／「ハマ債風車」 4 大阪市／ほっほおひさま発電所 5 岡山市／中山おひさま発電所 6 都留市／家中川小水力市民発電所「元気くん3号」 7 備前市／おかやまさん発電所 8 飯田市／おひさま発電所「さんぽちゃん1号」 9 岡山市／瀬田おひさま発電所 10 熊本市／かんくま おひさまプロジェクト(1号機)

孫の名前で購入しました。
満期の時には孫も成人。
未来への楽しみが1つ
増えました。

投資をすることによって、
国や地域、地球環境にも
貢献できる点が何よりの魅力。

自然のめぐみを電力に変え、
環境への負荷を減らす。
今、最も必要な取り組みですね。

お金を使うことは世の中に
意思表示をすること。
ファンドは納得できる
使い途でした。

利益が出て配当金が出た時は嬉しかった。
寄付とはまた違った形の
喜びがあります。



→もっと詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/data/saiene_fund.pdf



よくある質問

資源エネルギー庁のホームページでは、皆様からお寄せいただいたご質問とその回答を公表しています。
ここでは、その一部をご紹介します。 <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/faq.html>

Q-1 調達期間が終了したあとの買取条件はどうなりますか？

A. 国による価格の規制が終了しますので、調達期間の終了後又は終了が近づいた時点で発電事業者と電気事業者との合意により価格等の買取条件を決めていただくことになります。



Q-2 どのような手続をすれば電気事業者に売電できるようになりますか？

A. まず国の設備認定の申請・取得を行い、国の発行する認定通知書のコピーを添えて、電気事業者へ特定契約及び接続契約の申込みを行い、電気事業者と契約締結し、売電するという流れになります。なお、一定規模(主に50kW)以上の発電設備を設置する場合は接続契約の申込み前に電力会社に接続検討を行う必要があります。(ただし、電力会社によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各電力会社にお問い合わせ下さい。)



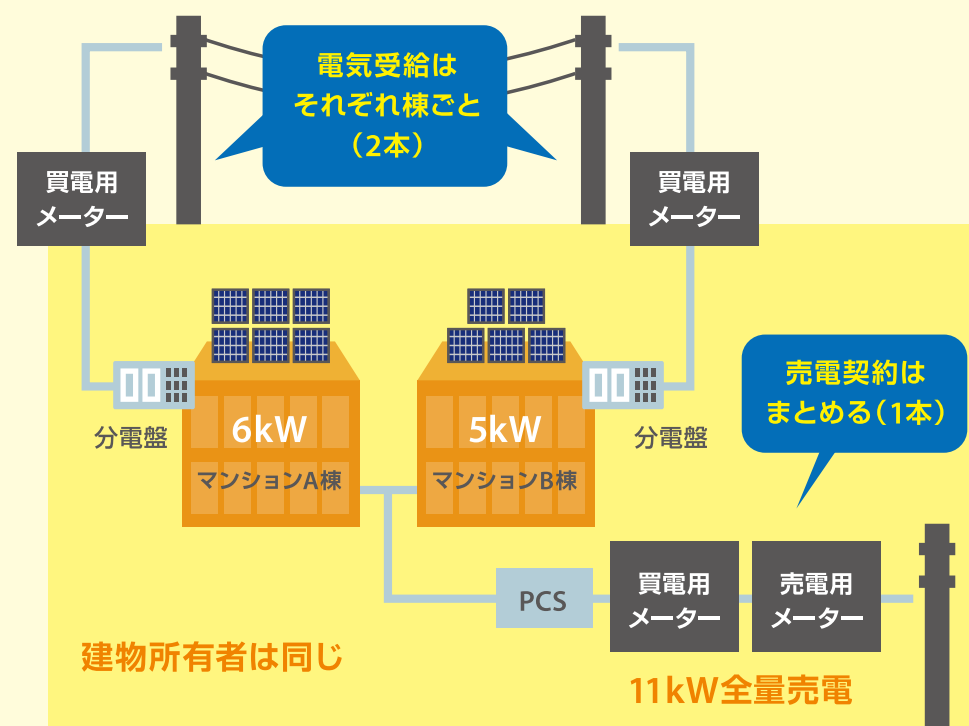
Q-3 「全量買取制度」と呼ぶ場合がありますが、発電量全量が買取対象なのですか？余剰で売電してはいけないのでしょうか？

A. 「全量」とは、電力会社の系統に送電された電気の量すべて、という意味です。したがって、発電した電気をすべて系統に送電する配線になっていれば発電量全量となりますが、そうでない場合は実質余剰買取となります。どちらの配線にするかは発電設備設置者が選択できますが(10kW未満の太陽光発電設備を除く)、どちらの場合でも調達価格・期間に差はございません。



Q-4 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することはできますか？

A. 上記のような場合には、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、1発電設備として認定を受けることができます。
こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認できる書類(登記簿謄本(コピー)など)を申請書に添付してください。なお、当該複数需要場所が公道をまたぐ場合など、発電設備同士をつなぐ電線路が事業用電気工作物となり、電気主任技術者の選任が必要となる場合があります。



Q-5

いわゆる1 需要場所 2 引き込みをするための要件はなんですか？

A.

電気事業法施行規則附則第17条にて、以下の要件をすべて満たす必要がある旨定められています。

- 新規に設置する発電設備であること(既存設備の増設は不可)
- 再生可能エネルギー特措法の認定設備であること
- 再生可能エネルギー発電設備の稼働とは関係のない相当規模の電力需要があること
- 電気事業者が検針、保守、保安等の業務のための立ち入りが容易に可能であること
- 保安上の支障がないこと
- 専用線に係る工事費については、専用線の引き込みを求めた需要家側が負担すること

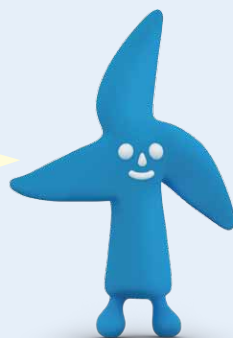


Q-6

一旦適用された価格は変更されますか？

A.

一旦適用された価格は、「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要と認められる場合」(法第3条第8項)の他は、変更されることはありません。「物価その他の経済事情に著しい変動」とは、急激なインフレやデフレのような例外的な事態を想定しています。



Q-7

10kW以上の太陽光を設置し、全量ではなく余剰売電する時の調達価格・調達期間はようになりますか。

A.

全量売電する場合の調達価格・期間と同一です。平成26年度の場合、32円(+税)/kWhで20年間となります。



固定価格買取制度の詳細について

固定価格買取制度ホームページでは、関係法令、認定手続等の実務情報をはじめ、ツイッター、Facebook 等も活用しながら常時最新の情報発信を行っています。

「なっとく! 再生可能エネルギー」ホームページのコンテンツ一覧

- 審議会・算定委員会等(制度の検討経緯)
- 買取制度の法令集
- 買取価格・期間等
- 認定手続(設備認定、減免認定)
- 育エネパーク
- 買取制度ロゴマーク
- 再エネ賦課金とは
- 広告物ライブラリー
- よくある質問

ロゴマークや育エネBOOKもホームページ内で配付中です



<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/>

買取制度 GO!

